

院内介助チェックリスト

被保険者氏名		被保険者番号	
被保険者住所	那珂市		
居宅介護支援事業所名	担当者氏名 ()		
通院先名称	医師氏名 ()		
訪問介護事業所名			

ステップ1 院内介助が必要な事由

(認定調査の情報開示により取得した書類に基づいて記入してください)

(1) 身体課題について

歩行の状況は？ (5 m程度以上歩けるか?)

つかまらないでできる 何かにつかまればできる できない

車いすの使用状況は？

使用していない 使用中 (自走可 自走不可)

車いす使用の頻度は？

使用していない 長時間歩行時等 常時使用

排泄の介護が必要か？

自立 見守り等 一部介助 全介助

(2) 精神課題について

認知症の有無は？

ない ある (認知症高齢者の日常生活自立度よりⅡ a 以上)

常時見守りが必要な問題行動は？

ない ある (徘徊 危険行為 不潔行為)

■判断基準

(1) について、「歩行ができない」、「車いすを使用中であり自走不可」又は、排泄について「一部介助」もしくは「全介助」のいずれかにチェックがある場合に、院内での介助が必要と判断する。

(2) について、認知症があり、かつ、問題行動がある場合について、院内での常時見守り等介助が必要であると判断する。

ステップ1の(1)または(2)の
いずれかの判断基準を満たす場合
ステップ2へ進む

ステップ2 訪問介護員による介助の必要性について

家族が対応できるのではないか？

ヘルパーが代行できない範囲にないか？

(医学的所見の聴取、治療方針の判断等を求められる通院等)

アセスメントによりヘルパーによる通院・外出介助の必要性が明確になっているか？

できるだけ近隣で対応可能な病院はないか？

(病院側が要望に応える措置があるのになされていない)

院内介助の位置づけについて

院内介助以外の時間帯の状況とに矛盾がないか？

乗降介助のみで対応できないか？

介護保険制度、介護報酬、保険適用外のタクシー等の説明を行っているか。

■判断基準

ステップ2については、チェック項目すべてに該当する場合において、院内介助が位置づけられても差し支えないと判断する。

ステップ2の判断基準を満たす場合
ステップ3, 4へ進む

ステップ3 自宅からの経路及び利用方法

形態は？

身体介護で介護タクシー 身体介護で一般タクシー

身体介護で公共機関 その他の移動手段 ()

かかる時間は？ (本人または家族からの聞き取りによるもので構いません)

①外出前 (家) 分 → 身体介護が必要な時間

②往路 (車) 分 → 運転手のみの場合は算定不可

③院内 (病院) 分 → 院内において介助を要しない時間 _____ 分

④復路 (車) 分 → 運転手のみの場合は算定不可

⑤帰宅後 (家) 分 → 身体介護が必要な時間

身体介護とする場合の算定時間は？ 時間 分

介助の内容：

介護給付費算定の考え方

- ・身体的な介助が必要な場合は、訪問介護員による「具体的な介助に必要な時間」のみを算定する。
- ・徘徊等で常時見守りが必要となる場合は、その時間を算定する。
- ・介助者の見守りがない状況下でも、特段の支障があるとは言えないが、付添い（見守り）があったほうが安心であるといった場合等は算定対象とならない。
- ・単なる待ち時間（例えば院内でリハビリを行っている時間）や単なる付添い時間、診察時間及び診療のための更衣は算定できない。
- ・介護保険で算定できないことを訪問介護員が提供することを禁止しているのではない。介護保険上の算定ができないということである。

ステップ4 医師の意見（医療サービスをケアプランに位置づける場合、主治医等の指示を確認するのと同様に意見を求める。）

院内介助に対する主治医等が所属する病院、診療所等の判断

- 院内スタッフのみで対応できる
- ヘルパーによる院内介助が必要である

院内介助の必要性について



留意事項

- ・院内介助がないと通院が困難であると判断されたケースが算定対象となるので、サービス担当者会議等において主治医の意見が不可欠となる。
- ・医師の意見について、書類がある場合には添付する。その他の場合については、適宜正確な記録をとること。

自宅からの経路及び利用方法が明確であり、
主治医等が院内介助を必要と認めている場合

ステップ5へ進む

ステップ5 保険者との協議

※協議の際は、記入した「院内介助チェックリスト」及び「ケアプラン」を持参してください。

※これにかかる有効期間については、認定期間に準ずる。

協議日 _____ 年 月 日

チェックリストの判断のしかた

ステップ1

(1) 身体課題について

- ・歩行の状況→調査票の記載のとおり（調査票に基づきます）
歩行の目安は5 m程度以上ができない場合。何かにつかまったり支えられても5 m程度以上歩行ができない場合も含まれています。
- ・車いすの使用状況→「長時間歩行時等」「常時使用」の場合を「使用中」とする。
「自走不可」とは、麻痺がある等、身体的に操作ができない場合をいう。操作が難しくてできない場合は含まない。
調査票にその様な旨が記載してあることが必要。
- ・車いす使用の頻度→「常時使用」とは、自宅内外で使用している時。「長時間歩行時等」とは、外出時（買い物の時）等、「常時使用」以外をいう。
- ・排泄の介護→調査票の記載のとおり

(2) 精神課題について

- ・認知症の有無→調査票により
5. 認知機能・廃用の程度の評価結果 の「認知調査結果」もしくは「主治医意見書」の結果がⅡ a 以上のときに「ある」
- ・常時見守りが必要な問題行動→調査票上に「徘徊」「危険行為」「不潔行為」の内容が記載されている様な場合
基本的には、一人にすると周囲に迷惑をかけてしまう場合なので、判断に迷う時は、応相談。
その症状が出現する時間帯が不規則なときは「ある」でチェック

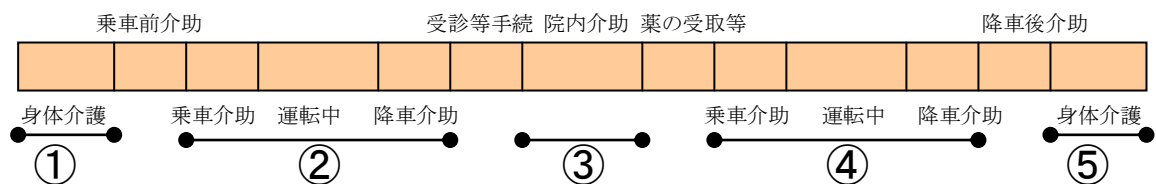
ステップ2 介助の必要性について

- ・家族が対応できる範囲→「いいえ」の時チェック
同一世帯で判断する（住民基本台帳の世帯で判断）
ひとり暮らし。家族が高齢者であったり、障害を持っているため介助ができない様な場合。虐待があり、相談機関等に相談してある様な場合。家族が仕事で対応ができない、不仲である等の理由は対象にならない。他のサービスを利用してください。
- ・ヘルパーが代行できない範囲にないか→「いいえ」の時チェック
医師から説明を聞いたり、リハビリに付き添う、マッサージをする様な行為はできない。また、診察室の中はいずれも算定できません。

- ・アセスメントによりヘルパーによる通院・外出介助の必要性が明確になっているか
→「はい」の時チェック
利用者や家族から言われるがままのプランになっていないか？低料金だから、介護保険料を払っているからという理由で利用することはできません。
- ・できるだけ近隣で対応可能な病院はないか？→「はい」の時チェック
専門の治療が必要で遠方の病院へ通院している様な時はよいが、近くの病院で対応できるのにわざわざつくば市など遠方まで通っている様な場合。病院変更を強制するものではないが、利用者や家族に確認をとっているか。
- ・院内介助以外の時間帯の状況とに矛盾がないか？
→「はい」の時チェック
居宅で過ごしている時や、他のサービス内容との比較。病院内では常時支えが必要な利用者なのに、居宅では自力でトイレへ行き、用をたす等の矛盾。
- ・乗降介助のみで対応できないか？→「はい」の時チェック
病院内を「身体介護」で算定できる人は、乗車前介助の前、及び、乗車後介助の後に身体介護（要介護1～3の人は30分～1時間以上、要介護4・5の人は20～30分以上の時間で、排泄や着替え等の外出するための準備は除く）が必要な人が前提。
- ・介護保険制度、介護報酬、保険適用外のタクシー等の説明を行っているか？
→「はい」の時チェック
利用者や家族へ説明してあるか。

ステップ3

かかる時間 下記参照



身体介護とする場合の算定時間は？

→①～⑤を足した時間ではなく、実際に身体介護に要する時間

ステップ4

医師の意見

- ・院内介助の必要性について→「あった方がいいのではないか」という意見ではなく、医療面から、利用者の身体的・精神的な部分からも意見を求める。

院内介助に対する主治医等が所属する病院、診療所等の判断

- ・院内スタッフのみで対応できる→スタッフに確認する
- ・ヘルパーによる院内介助が必要である→ヘルパーが判断するものではなく、ケアマネが判断してください。

医師の意見について、「院内介助がないと通院が困難である」と判断できる様な書類がある場合には添付する。電話や口頭で聞いた場合にはそれを正確に記録する。

ステップ5

原則認定期間内の承認とします。

※他市町村の利用者については、保険者に相談の上、プランを立ててください。また、その旨を必ずケアプランへ記録してください。